

## 米軍ヘリコプター墜落事故に関する意見書

8月13日に起きた米軍CH-53D大型輸送ヘリコプター墜落事故は、沖縄に大きな衝撃を与えた。事故後の対処についても、米軍は、警察等の必要な捜査を拒否し、機体等の残骸を一方的に撤収し、さらに沖縄国際大学の30年を象徴する記念樹木を大学当局に断ることもなく、根こそぎ持ち去るなど財産権をも侵し、主権侵害のおそれも指摘されている。

また、現地宜野湾市長は一方的な米軍の行動に抗議し、飛行停止を求めていたにもかかわらず、事故原因の究明や具体的な再発防止策の説明がないまま、イラクへの作戦行動・海兵隊輸送を理由に、安易に事故と同型機の飛行を再開した。まるで沖縄を軍政下にあるかのように扱い、日本の主権を無視するものであり、断じて許されるものではない。

普天間飛行場周辺では、ヘリや固定翼機が早朝から夜間にかけて毎日のように米軍施設区域をはみ出し、住宅地上空で危険な旋回飛行訓練が行われ、宜野湾市民は常に墜落する危険のもとで不安な生活を余儀なくされている。

1972年から現在まで普天間飛行場所属の米軍機墜落等の事故が、70回発生している。住宅地上空における米軍機の日常的飛行訓練は市民生活を危険にさらし、市民の犠牲の上に行われていることにほかならない。

1996年のSACO最終報告による普天間飛行場の全面返還合意の原点は、沖縄県民の基地負担軽減であったはずである。このような、一歩間違えば大惨事になる、はみ出し飛行による危険な住宅地上空での旋回飛行訓練を中止し、安心した市民生活ができるよう宜野湾市民は求めている。

よって、本市議会は、政府に対し、次のことを強く要望する。

### 記

- 1 米軍は危険な普天間飛行場周辺での飛行を直ちに中止すること。
- 2 米軍並びに沖縄県警は早期に原因を究明し公表すること。
- 3 日米両政府は普天間飛行場の閉鎖について協議し、早期全面返還を実現すること。
- 4 日米両政府は日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 5 日米両政府は被災者への完全補償をすること。
- 6 普天間基地の名護市辺野古沖への移設計画を抜本的に見直すこと。
- 7 米軍の在外基地の再編（トランスフォーメーション）の機会にあわせ、在沖縄海兵隊基地を日本国内及び国外へ移転すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年9月28日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男